明石市教育委員会明石市立大蔵中学校長

新学期(4月1日)以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直しについて

平素より、保護者の皆さまにおかれましては、本市の教育活動にご理解・ご協力を いただき、感謝申し上げます。

さて、文部科学省による新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル改定を受け、新学期(4月1日)以降の学校におけるマスク着用の考え方を下記のとおりとします。

つきましては、下記のことについてご確認いただき、引き続き、ご理解・ご協力の ほどお願い申し上げます。

記

1 マスク着用における基本的な考え方

- (1) 生徒及び教職員については、マスクの着用を求めないこととします。
- (2) 基礎疾患があるなどの事情や健康上の理由によりマスクの着用を希望する生徒 は、引き続き、マスクを着用しても差し支えありません。マスクの着用の有無 による差別・偏見等がないように適切に指導します。
- (3) 咳やくしゃみの際には咳エチケットを行うよう生徒に指導します。

〇咳エチケットの例

ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。

袖で口・鼻を覆う。

- (4) 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用するまたは着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることはありません。
- (5) 以下の場面においては、生徒及び教職員ともにマスクの着用を推奨します。
 - ・登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合

2 その他

- (1) 学校教育活動(教科指導・給食等)における対応については、後日、改めてお知らせします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に5類感染症に位置付けられる予 定であることに伴う、感染症対策の更なる見直しについても、後日、改めてお 知らせします。